

事務連絡
令和4年3月8日

県内病院・有床診療所 御中

岡山県保健福祉部
新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関への配分について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、平素から御理解、御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

先月10日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認された標記の経口抗ウイルス薬（以下「パキロビッド」という。）について、令和4年2月28日に、別添の厚生労働省事務連絡により医療機関への配分に関する取扱いが示されました。

つきましては、次のとおり配分のための登録等について検討いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 対象医療機関

院内処方可能な病院及び有床診療所

※ 病院には、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ確保病床を有する医療機関（以下「新型コロナ病床確保医療機関」という。）を含む。

2 配分方法

（1）配分を希望する対象医療機関は、次のとおり手続きをお願いします。

なお、新型コロナ病床確保医療機関において既に手続済みの場合は不要です。

① 製造販売業者が開設するパキロビット登録センターの専用ダイヤルに連絡を行い登録してください。対象医療機関に該当するかは、その際に確認が行われると聞いています。

専用ダイヤル：0120-661-060、月曜日から土曜日（祝日を除く）9:00～17:30

② 投与対象となりうる患者が発生した際に、その患者の分の本剤を登録センターへ発注してください。また、在庫配置が可能な医療機関（(2)）では、在庫発注が可能です。

(2) 在庫配置が可能な医療機関

対象医療機関のうち県が選定する医療機関では、一定数（上限5人分）の在庫配置も可能となります。

※在庫配置を希望する場合

下記の県ホームページから電子申請システムへアクセスし、必要事項を入力してください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/767813.html>

3 情報の共有

登録センターに登録済みの医療機関のリストは、当面、製造販売業者から県へ提供されたものを、県から保健所設置市、県医師会等関係団体、診療・検査医療機関等に共有します。

【別添】

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関及び薬局への配分について（令和4年2月10日（令和4年2月28日最終改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

（お問い合わせ先）

岡山県保健福祉部 新型コロナウイルス感染症対策室
総合調整グループ 名和 電話 086-226-7960